

横須賀市マンション耐震診断等補助金交付要綱

(総則)

第1条 マンションの耐震性を向上するために耐震診断等を行う者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるものをいう。
- (2) 管理組合 マンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体をいう。
- (3) 耐震診断等 予備診断及び耐震診断をいう。
- (4) 予備診断 市長が別に定める方法により行うマンションの地震に対する安全性の診断で、建築物の耐震性を簡易に評価し、精密診断の必要性の有無及び概算費用を算出することをいう。
- (5) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断のうち、市長が別に定める方法により行うマンションの地震に対する安全性の診断であって、その結果等について耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に耐震判定委員会として登録されている団体をいう。以下同じ。）から適正である旨の評価、判定等を受けるものをいう。
- (6) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、同法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属するものをいう。
- (7) 住宅部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分（以下単に「専有部分」という。）のうち、専ら居住の用に供する部分を

いう。

(8) 非住宅部分 専有部分のうち、住宅部分以外の部分をいう。

(事前相談)

第3条 管理組合は、耐震診断等の補助金を受けようとするときは、あらかじめ横須賀市マンション耐震診断事前相談書(第1号様式。以下「事前相談書」という。)により市長と協議するものとする。

2 市長は、事前相談書の内容について、必要に応じて耐震診断者と協議することができる。

(補助対象)

第4条 補助の対象となるマンションは、次の各号に該当するマンションとする。ただし、この要綱の規定による補助金の交付を受けて耐震診断等(補助金の交付を受けようとする耐震診断が必要であると判断した予備診断を除く。)を行ったマンションを除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもの

(2) 構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のもの

(3) 過半数の住戸が区分所有者の居住の用に供されているもの

(4) 住宅の床面積の合計が非住宅部分の床面積の合計より大きいもの

(5) 管理組合の総会において耐震診断等を実施することの決議がなされているもの

2 マンションがエキスパンションジョイント等の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該建築物をそれぞれ1棟とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、耐震診断者による耐震診断等を行う管理組合とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 予備診断 予備診断の費用の額に3分の2を乗じて得た額（マンション1棟につき12万円を限度とする。）

(2) 耐震診断 耐震診断の費用の額に2分の1を乗じて得た額（マンション1棟につき3万円に当該棟の住戸数を乗じて得た額を限度とする。）

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする管理組合は、第3条第1項の規定による協議が終了した後、耐震診断者と耐震診断等の契約を締結する前に、市長に規則第4条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 代表者の住民票の写し

(2) 法人にあっては、法人登記の登記事項証明書の写し

(3) 法人以外の団体にあっては、代表者を証する書類

(4) 建築確認を得た日を証する書類

(5) 耐震診断等を実施することについて管理組合の総会で決議されていることを証する議事録の写し

(6) 耐震診断を行う管理組合にあっては、マンションの登記事項証明書の写し

(7) 見積書

(変更届)

第8条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた管理組合は、代表者が変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた管理組合は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 診断結果の報告書の写し

(4) 耐震診断を行った管理組合にあつては、耐震診断判定委員会から適正である旨の評価、判定等を受けたことを証する書類

(補助金の請求)

第10条 補助金を請求しようとする者は、規則第11条第2項に規定する請求書を市長に提出するものとする。ただし、耐震診断者に補助金を受領させる場合には、規則第11条第2項に規定する請求書に、受領委任状(第2号様式)を添えて市長に提出するものとする。

(書類の整理等)

第11条 補助金を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。